

北海道「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定要領

第1 趣 旨

本要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の30の規定に基づく指定調査機関の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 指定数

指定調査機関の指定数は16箇所以内とする。

第3 指定調査機関の指定要件

指定調査機関は、次の各項の全てを満たしているものとする。

- 1 法人格を有すること。
- 2 北海道内に主たる事務所を有すること。
- 3 北海道全域を営業区域とすること。
- 4 法第115条の29第1項の規定による厚生労働省令で定めるサービスの全てについて、調査が可能であること。
- 5 次の各号のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。
 - (2) 指定調査機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないもの。
 - (3) 指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないもの。
 - (4) 法人の役員のうち、第1号に該当する者があるもの。
- 6 職員、設備、調査事務の実施の方法、その他調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公平かつ的確な実施のために適切なものであること。
- 7 調査事務の実施に関する計画を的確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。
- 8 北海道知事が作成する調査員名簿に登録された調査員に調査事務を行わせるため、調査員の選考や事務従事依頼を行うとともに適切に調査事務を遂行できるよう、連絡調整等を担当する職員を必要数配置していること。
- 9 次により、中立性及び公平性が確保されていること。
 - (1) 介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下「利害関係者」という。）が、法人の役員、構成員又は職員の2分の1を超えていないこと。又は、利害関係者以外で調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる、独立性の高い委員会を組織していること。

(2) 介護サービスを現に提供する事業者及び調査事務の利害関係者が、法人の会員等として2分の1以上参加していないこと。又は、利害関係者以外で調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる、独立性の高い委員会を組織していること。

10 法人自らが、調査を行おうとする介護サービスを提供していないこと。

11 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うこと。

第4 指定調査機関の指定手続等

1 指定調査機関の指定を受けようとする者は、次の書類により知事に申請するものとする。

- (1) 指定調査機関申請書（第1号様式）
- (2) 法人の概要及び調査事務を行う事務所の名称等（様式1）
- (3) 当該申請に係る意思の決定の方法をする書類（様式2）
- (4) 構成員の氏名及び構成の割合を証する書類（様式3）
- (5) 調査事務の実施の方法に関する計画（様式4）
- (6) 管理者の経歴書（様式5）
- (7) 情報公表・調査に関する苦情を処理するための講ずる措置の概要（様式6）
- (8) 申請者が第3の5各号のいずれにも該当しない者であることの誓約書（様式7）
- (9) 役員名簿及び役員経歴書
- (10) 法人の定款、寄付行為等及び登記事項証明書等（直近3ヶ月以内に謄写したもの。）
- (11) 前事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (12) 当事業年度及び翌事業年度（翌事業年度に係る計画及び予算が未作成の場合は、前事業年度）の事業計画書及び収支予算書
- (13) 法人が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (14) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請があった場合には、第3に規定する指定要件のほか以下の項目について審査の上、指定調査機関を決定し、通知するものとする。

- (1) 法人の運営状況
- (2) 事業運営状況
- (3) 組織体制
- (4) リスクマネジメント

3 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、指定調査機関変更届出書（第3号様式）により知事に届け出なければならない。

4 前項のほか、指定調査機関は指定を受けた後に第4の1(3)から(13)に規定する内容について変更が生じたときは、指定調査機関変更届出書に変更後の該当する書類を添付して遅滞なく知事に届け出るものとする。

5 指定調査機関は、指定を受けた後速やかに、次の事項を記載した調査事務規程を定め、知事の認可を受けなければならない。また、変更する場合も同様とする。

- (1) 調査事務を行う時間及び休日に関する事項
- (2) 調査事務を行う事務所に関する事項
- (3) 手数料の収納方法に関する事項
- (4) 調査事務の実施方法に関する事項
- (5) 調査事務に関する帳簿の管理に関する事項
- (6) その他調査事務の実施に関し必要な事項

第5 事業の休廃止等

- 1 指定調査機関は、指定を受けた後に指定調査機関の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止をしようとする日の3ヶ月前までに知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があった場合には、休廃止の理由等を審査し、やむを得ないと認める場合は休廃止を許可するものとする。

第6 改善命令

知事は、指定調査機関が第3の6、9及び10並びに11に規定された要件を満たしていないと認められるときは、改善のために必要な措置を採るべきことを命ずるものとする。

第7 指定の取消し等

指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の一部もしくは全部の停止を命ずるものとする。

- (1) 不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 第3の1及び第3の5の(1)、(3)、(4)の各号に規定する指定要件を満たさないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく調査事務を行わなかったとき。
- (4) 第4の3から5に定める事項に違反したとき。
- (5) 第4の5により認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。
- (6) 第6の規定による改善命令、その他調査事務に関し知事が行う指導及び命令に従わない若しくは違反したとき
- (7) その他調査事務に関し、著しく不適當な行為をしたとき。

第8 指定の有効期間

指定の有効期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。